

株主提案権の濫用防止に関する一考察(2・完)

——平成29年会社法改正諮問を踏まえて——

櫻 井 隆

(4) 第三期(2004年から2008年まで)：提案安定期

この時期は、株主提案数が20件台とほぼ一定数の提案がなされ、また各年初めて株主提案権が行使された事例が1桁台という時期である。

・2004年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は26社で、1.4%と、前年比では0.2ポイントの増加であった。「無回答」が5社、0.3%で、残りの1,893社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が14社、53.8%で、次いで「増配要求」が13社、50.0%、「役員報酬・役員賞与」が11社、42.3%、次いで「退職慰労金関係」が8社、30.8%、「取締役解任」が6社、23.1%、「取締役選任」「業務執行関係」が2社、7.7%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、20社、22件で、前年より6件増加している。この年の総会においても7社が例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。連続提案としては、前記電力会社のほか、ソニーなど5社で、具体的には関東天然瓦斯開発、東京スタイル、トヨタ自動車、みずほフィナンシャルグループの事例である。残り4社は初めての行使事例で、ヤクルト本社、ニッポン放送においては取締役もしくは監査役の選任の提案で、経営陣への参画を意図したものである。また、カネボウ、京阪神不動産、有楽土地に対しては定款変更等の提案であった。⁽²⁵⁾

・2005年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は24社で、1.3%と、前年比では0.1ポイントの減少であった。「無回答」が5社、0.3%で、残りの1,909社、98.5%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が13社、54.2%で、次いで「増配要求」が10社、41.7%、「退職慰労金関係」「取締役選任」が4社、16.7%、「役員報酬・役員賞与」「監査役選任」「取締役解任」「業務執行関係」が各2社、8.3%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、21社、23件で、前年とほぼ同様である。ここ何年かと同様に、東京電力など7社に対しては継続的な提案がなされ、これまでと同様に運動型の株主提案権である。電力会社以外にもソニーなど5社に連続提案がなされている。この他、取締役・監査役の選任提案をして、経営陣への参画を意図するものが5社で、具体的には日本エム・ディ・エム、日本エルエスアイカード、名村造船所、東京美装興業、学

習研究社の事例である。増配を求める利益処分案というような個人株主の賛同を得られやすい提案がなされたものが4社、具体的には、エスエス製薬、井上金属工業、名村造船所、みずほフィナンシャルグループの事例である。初めての行使事例は、日本エム・ディ・エム、日本エルエスアイカード、エムティーアイ、名村造船所、東京美装興業、学習研究社、サンユー建設、エスエス製薬の8社である。⁽²⁶⁾

・2006年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は21社で、1.2%と、前年比では0.1ポイントの増加であった。「無回答」が60社、3.1%で、残りの1,861社、95.8%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様の「定款変更」と「増配要求」が8社、各38.1%で、次いで「取締役選任」が6社、28.6%、「取締役選任」「その他」が4社、各19.0%、次いで「役員報酬・役員賞与」「退職慰労金関係」が3社、14.3%、「業務執行関係」が1社、4.8%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、この年の総会においても電力会社6社が例年通り、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。連続提案としては、前記電力会社のほか、ソニーなど4社で、具体的にはスガイ化学工業、井上金属工業、名村造船所の事例である。初めての行使事例は8社で、具体的には、ツノダ、銭高組、サンテック、マナック、フジマック、ライブドアオート、トレーディア、西日本旅客鉄道の事例である。このうち、新たに登場したツノダ、銭高組、サンテックの3社には利益処分案で、マナック、ライブドアオートは取締役選任議案で、経営権の争奪に絡んだ提案権である。トレーディアは定款変更、取締役解任、さらに株式分割の提案であった。⁽²⁷⁾

・2007年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は29社で、1.6%と、前年比では0.4ポイントの増加であった。「無回答」が3社、0.2%で、残りの1,920社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が最も多く、14社、48.3%で、次いで「増配要求」が12社、41.4%で、「剰余金の処分」が10社、34.5%、「取締役解任」が6社、20.7%、「取締役選任」が4社、13.8%、次いで「業務執行関係」が2社、6.9%、「監査役を選任」「役員報酬・役員賞与」「退職慰労金関係」が1社、3.4%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、この年の総会においても電力会社6社、7件が例年通り、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。連続提案としては、前記電力会社のほか、ソニーなど7社で、具体的には、ツノダ、サンテック、京阪神不動産、有楽土地、東武鉄道、東日本旅客鉄道の事例である。この年の株主提案権のうち6社に対する株主提案権を行使したのはスティール・パートナーズが提案株主となっている。⁽²⁸⁾

・2008年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は30社で、1.6%と、前年同様であった。「無回答」が6社、0.3%で、残りの1,926社、98.2%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が最も多く、12社、40.0%で、次いで「剰余金の処分」が9社、30.0%で、次いで「取締役選任」「取締役解任」が各7社、23.3%、「増配要求」が6社、20.0%、「役員報酬・役員賞与」が3社、10.0%、次いで「業務執行関係」が1社、3.3%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、この年の総会においても電力会社6社8件が、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。連続提案としては、前記電力会社のほか、ソニーなど3社で、具体的には、サンテック、東日本旅客鉄道の事例である。この年の株主提案権は前年と異なり、スティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドは1社もなく、それ以外のファンドもほとんど行使されなかった⁽²⁹⁾。

(5) 第四期(2009年から2011年まで)：回帰現象期

この時期は、毎年株主提案数が増加し、少しずつ株主提案権の行使が見直されてきた時期である。

・2009年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は23社で、1.3%と、前年比では0.3ポイントの減少であった。「無回答」が7社、0.4%で、残りの1,867社、98.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が8社、34.8%で、次いで「剰余金の処分」が7社、30.4%、「取締役の解任」が6社、26.1%、次いで「取締役選任」が4社、17.4%、「監査役選任」「増配要求」「業務執行関係」「その他」が3社、13.0%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、29社、30件で、前年より1件増加している。この年の総会においても6社、7件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の23件のうち6社はこれまでも提案された、ツノダ、パイブドビッツ、東日本旅客鉄道、サンテック、東芝、西日本旅客鉄道の事例で、残り17社は初めての行使事例で、エーワン精密、コージツ、ビーピー・カストロール、清和中央ホールディング、アデランスホールディング、ダイキサウンド、つうけん、オーミケンシ、王子製紙、第一稀元素化学工業、アールテック・ウエノ、ソディップラスチック、ローム、RISE, NowLoading、天龍製鋸への提案であった⁽³⁰⁾。

・2010年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は26社で、1.4%と、前年比では0.1ポイントの増加であった。「無回答」が6社、0.3%で、残りの1,836社、98.3%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が13社、50.0%で、次いで「取締役選任」が8社、30.8%、「剰余金の処分」が7社、26.9%、「取締役の解任」が6社、23.1%、次いで「増配要求」が3社、11.5%、「役員報酬・役員賞与」が2社、7.7%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、33社、36件で、前年より社数としては4社、件数としては3件増加している。この年の総会においても6社、7件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提

案権である。他の30件のうち13社はこれまでも提案された、ツノダ、サッポロホールディングス、清和中央ホールディング、北野建設、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道、サンテック、王子製紙、ミュージアム、旭ダイヤモンド工業、シーマ、東芝、北沢産業の事例で、残り17社は初めての行使事例で、ビューティ花壇、トライアイズ、日本興亜損害保険、大盛工業、松屋、トクヤマ、細谷火工、郷鉄工所、桜井製作所、HOYA、みずほ信託銀行、みずほホールディングス、テレビ東京、シャルレへの提案であった⁽³¹⁾。

・2011年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は24社で、1.4%と、前年比ではポイントは変わらなかったが、社数は2社減少した。「無回答」が7社、0.4%で、残りの1,818社、98.3%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が12社、50.0%で、次いで「取締役解任」「剰余金の処分」が各6社、25.0%、「取締役の選任」「その他」が各3社、12.5%、次いで「役員報酬・役員賞与」が2社、8.3%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、27社、31件で、前年より社数としては6社、件数としては5件減少している。この年の総会においても6社、7件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。他の30件のうち13社はこれまでも提案された、大盛工業、ツノダ、木徳神糧、清和中央ホールディング、サンテック、ミュージアム、東芝、シーマ、HOYA、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道、シャルレの事例で、残り9社は初めての行使事例で、ロイヤルホールディングス、昭和ホールディングス、日立製作所、アルビス、オプトロム、廣濟堂、みずほフィナンシャルグループ、高知銀行、日本レップへの提案であった⁽³²⁾。

(6) 第五期(2012年から2017年まで):提起濫用期

この時期は、2012年に代表されるように電力会社に対して大株主である地方公共団体が「脱原発」等の株主提案権行使を行ったり、野村ホールディングスの一人の株主が「社名を野菜ホールディングスに変更する」等の100議案の株主提案権を行使したりと濫用的事例とみられる株主提案権行使が行われ、企業側から濫用的提案に対して規制を求める声が上がってきた時期である⁽³³⁾。

・2012年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は33社で、1.8%と、前年比では9社、0.4ポイントの増加であった。「無回答」が9社、0.5%で、残りの1,803社、97.7%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が19社、57.6%で、次いで「取締役選任」が12社、36.4%、「取締役の解任」が8社、24.2%、「剰余金の処分」が6社、18.2%、次いで「増配要求」が5社、15.2%、「監査役の選任」が4社、12.1%、次いで「役員報酬・役員賞与」「その他」が各2社、6.1%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、38社、50件で、前年より社数としては11社、件数としては19件と大幅に増加している。この年の総会においても7社、

16件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。さらにこの年の電力会社への株主提案権行使の特徴として、東京電力と関西電力の大株主である地方自治体が提案権を行使したという特徴がある。他の30件のうち13社はこれまでも提案された、ツノダ、コージツ、ビーピー・カストロール、清和中央ホールディング、サンテック、ミューチュアル、日立製作所、東芝、シーマ、オプトロム、みずほフィナンシャルグループ、高知銀行、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道、シャルレへの事例で、残り15社は初めての行使事例で、サンシティ、ゲオ、京王ホールディングス、イー・キャッシュ、片倉工業、ホックク、アコーディア・ゴルフ、日本たばこ産業、三井金属鉱業、東理ホールディングス、栄光ホールディングス、ヤマダコーポレーション、野村ホールディングス、岩井コスモホールディングス、⁽³⁴⁾ ヨンキウへの提案であった。

・2013年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は26社で、1.5%と、前年比では7社、0.3ポイントの減少であった。「無回答」が9社、0.5%で、残りの1,757社、98.0%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が19社、73.1%で、次いで「その他」が8社、30.8%、「取締役選任」「取締役の解任」が6社、23.1%、「剰余金の処分」が5社、19.2%、「監査役選任」「増配要求」「退職慰労金関係」が各2社、7.7%、「監査役解任」「役員報酬・役員賞与」が各1社、3.8%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、34社、45件で、前年より社数としては4社、件数としては5件減少した。この年の総会においても8社、17件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。さらにこの年の電力会社への株主提案権の対象として北海道電力が新たに加わった。また前年と同様に、東京電力と関西電力の大株主である地方自治体が提案権を行使したという特徴がある。他の30件のうち13社はこれまでも提案された、ツノダ、京王ホールディングス、清和中央ホールディング、サンテック、日本たばこ産業、三井金属鉱業、栄光ホールディングス、東芝、HOYA、みずほフィナンシャルグループ、高知銀行、東日本旅客鉄道、シャルレへの事例で、残り15社は初めての行使事例で、プラップジャパン、オリジナル時計、アスモ、メディビックグループ、東京建物不動産販売、ケネディックス、王子ホールディングス、新日本理化、⁽³⁵⁾ ソーシャル・エコロジー・プロジェクト、八千代工業、アムスク、大東銀行、ベリテへの提案であった。

・2014年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は35社で、2.0%と、前年比では9社、0.5ポイントの増加であった。「無回答」が7社、0.4%で、残りの1,714社、97.6%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が25社、71.4%で、次いで「剰余金の処分」「取締役選任」が各7社、20.0%、「取締役の解任」が6社、17.1%、「役員報酬・役員賞与」が5社、17.1%、「増配要求」が4社、11.4%、「その他」が3社、8.6%、「監査役解任」「業務執行

関係」が各2社、5.7%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、30社、43件で、前年より社数としては4社、件数としては2件減少した。この年の総会においても9社、15件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。さらにこの年の電力会社への株主提案権の対象として北陸電力が新たに加わった。また昨年と同様に、東京電力と関西電力の大株主である地方自治体が提案権を行使したという特徴がある。他の28件のうち17社は連続提案を含め、これまでも提案された、プラップジャパン、ツノダ、ケネディックス、ミューチュアル、日本たばこ産業、京王ホールディングス、清和中央ホールディング、サンテック、日本たばこ産業、王子ホールディングス、栄光ホールディングス、宮入バルブ製作所、東芝、HOYA、みずほフィナンシャルグループ、東日本旅客鉄道、西日本旅客鉄道の事例で、残り15社は初めての行使事例で、大和冷機工業、フジ・メディア・ホールディングス、カワタ、日本デジタル研究所、三井不動産、西武ホールディングス、アイネスへの提案であった⁽³⁶⁾。

・2015年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は36社で、2.1%と、前年比では1社、0.1ポイントの増加であった。「無回答」が2社、0.1%で、残りの1.666社、97.8%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が23社、63.9%で、次いで「剰余金の処分」が15社、41.7%、「取締役の選任」「その他」が9社、25.0%、「監査役の解任」が8社、22.2%、「監査役の新任」「増配要求」が各3社、8.3%、「役員報酬・役員賞与」が2社、5.6%、「監査役の新任」「業務執行関係」「買収防衛策関係」が各1社、2.8%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、44社、56件で、前年より社数としては14社、件数としては13件増加した。この年の総会においても9社、15件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。電力会社への事例は社数、件数ともに昨年と同様であり、内容もほぼ同様である。他の28件のうち17社は連続提案を含め、これまでも提案された、プラップジャパン、ツノダ、日本たばこ産業、王子ホールディングス、フジ・メディア・ホールディングス、三井金属鉱業、宮入バルブ製作所、東芝、日本デジタル研究所、HOYA、みずほフィナンシャルグループ、西武ホールディングス、シャルレへの事例で、残り15社は初めての行使事例で、タウンニュース社、インテリジェントウェイヴ、メディアネット、USEN、まんだらけ、アルファクス・フード・システム、共同ピーアール、大塚家具、トライステージ、ワキタ、fonfun、プロシップ、ジェイエフイーホールディングス、北越メタル大崎エンジニアリング、兼松エンジニアリング、川澄化学工業、大日本木材防腐、三井物産、三菱UFJフィナンシャルグループ、四国銀行への提案であった⁽³⁷⁾。

・2016年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は38社で、2.2%と、前年比では2社、0.1ポイントの増加であった。「無回答」が7社、0.4%で、残りの1.710社、

97.4%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が27社、71.1%で、次いで「剰余金の処分」が9社、23.7%、「取締役の選任」「その他」が各7社、18.4%、「取締役の解任」が5社、13.2%、「増配要求」が4社、10.5%、「監査役の解任」が1社、2.6%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、50社、62件で、前年より社数としては6社、件数としても6件増加した。この年の総会においても9社、16件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。電力会社への事例は社数は変化がないものの、件数は1件増加した。他の28件のうち16社は連続提案を含め、これまでに提案された、東芝、プラップジャパン、ツノダ、USEN、大和冷機工業、清和中央ホールディング、プロシップ、フジ・メディア・ホールディングス、ジェイエフイーホールディングス、北越メタル、三井金属鉱業、新東工業、日本デジタル研究所、三菱UFJフィナンシャルグループ、四国銀行、RISE、の事例で、残り15社は初めての行使事例で、メガネスーパー、黒田電気、技研興業、ウライ、ユーシン、東洋炭素、ヤマザキ、新日本空調、トーマンデバイス、バッファロー、システムズ・デザイン、日本特殊塗料、不二硝子、ノリタケカンパニーリミテド、トーアミ、プラコー、図書印刷、蝶理、ナラサキ産業、中央自動車工業、南日本銀行、フィデアホールディングス、クレオ、ヤマダ電機への提案であった。⁽³⁸⁾

・2017年度の株主総会では、提案権の働きかけが「あった」と回答した会社は38社で、2.2%と、前年比では社数、ポイントともに変わらなかった。「無回答」が8社、0.5%で、残りの1.684社、97.3%が「なかった」と回答している。

提案内容の調査結果に関して、前年同様に「定款変更」が25社、65.8%で、次いで「取締役の解任」が9社、23.7%、「剰余金の処分」(これには増配要求が含まれる)が8社、21.1%、「取締役の選任」が6社、15.8%、「監査役の解任」が2社、5.3%、「監査役の選任」が1社、2.6%などという結果であった。

この年の株主提案権の特徴としては、実際に提案されたのが、52社、59件で、前年より社数としては2社増加したが、件数としては3件減少した。この年の総会においても9社、15件は例年通り東京電力など電力会社への事例で、これまでと同様に原発反対株主による運動型の株主提案権である。但し、これまでは原発反対を求める定款変更が主なものであったが、関西電力などでは役員報酬の個別開示や議事録の公開など、これまでとは趣が異なった提案もなされた。電力会社への事例について社数は変化がないものの、件数は1件減少した。他の44件のうち18社は連続提案で、これまでに提案された、プラップジャパン、まんだらけ、ツノダ、三井金属鉱業、三菱UFJフィナンシャルグループ、四国銀行、高知銀行、南日本銀行、黒田電気、ユーシン、新日本空調、図書印刷、蝶理、ナラサキ産業、フィデアホールディングス、ヤマダ電機、兼松エンジニアリング、川澄化学工業の事例で、残り25社は初めての行使事例で、岡山製紙、フィンテックグローバル、マルカキカイ、アサヒグループホールディングス、片倉工業、ワキタ、UTグループ、JPホールディングス、TAC、武田薬品工業、不二硝子、スパン

クリートコーポレーション、ジャイエフイホールディングス、トーアミ、帝国電機製作所、日産車体、豊田合成、ナラサキ産業、ゼット、新光商事、りそなホールディングス、トモニホールディングス、フィデアホールディングスへの提案であった。⁽³⁹⁾

(注)

- (25) 商事法務研究会編『株主総会白書2004年度版』商事法務1715号15頁以下。
- (26) 商事法務研究会編『株主総会白書2005年度版』商事法務1749号13頁以下。
- (27) 商事法務研究会編『株主総会白書2006年度版』商事法務1784号13頁以下。
- (28) 商事法務研究会編『株主総会白書2007年度版』商事法務1817号14頁以下。
- (29) 商事法務研究会編『株主総会白書2008年度版』商事法務1850号15頁以下。
- (30) 商事法務研究会編『株主総会白書2009年度版』商事法務1883号15頁以下。
- (31) 商事法務研究会編『株主総会白書2010年度版』商事法務1916号13頁以下。
- (32) 商事法務研究会編『株主総会白書2011年度版』商事法務1949号12頁以下。
- (33) 商事法務研究会編『株主総会白書2012年度版』商事法務1983号56頁以下、日本経済新聞平成29年2月10日朝刊1面。
- (34) 前掲商事法務研究会編『株主総会白書2012年度版』商事法務1983号16頁以下。
- (35) 商事法務研究会編『株主総会白書2013年度版』商事法務2016号13頁以下。
- (36) 商事法務研究会編『株主総会白書2014年度版』商事法務2051号16頁以下。
- (37) 商事法務研究会編『株主総会白書2015年度版』商事法務2085号16頁以下。
- (38) 商事法務研究会編『株主総会白書2016年度版』商事法務2118号17頁以下。
- (39) 商事法務研究会編『株主総会白書2017年度版』商事法務2151号19頁以下。

5. 先行研究に見る株主提案権濫用防止提案

(1) 提案数の制限

前述したように、近時、一人の株主が100を超える株主提案権を行使したといった事例が発生し、本来の多くの株主との対話の時間を確保するという点からは程遠い場面が出てきている。そこで、より多くの株主からの提案を促進するために、提案できる数を制限するという主張がなされている。⁽¹⁾この場合の理由の多くは、比較法的見地からそれを根拠づけている。具体的には、例えば、アメリカでは連邦委任状規則14a-8(c)は「各株主は定時株主総会に対して会社に対する提案は一個以上提案することはできない」(Each shareholder may submit no more than one proposal to a company for a particular shareholder meeting)と規定し、一人一個に限定している。さらに、同規則14a-8(d)では「提案は提案自体を含め500語を超えてはならない」(The proposal, including any accompanying supporting statement, may not exceed 500 words)と規定し、提案の説明も500語以内とされている。しかも提案する株主は過去一年間に少なくとも株式を1%以上有しているか、または2,000ドル以上の株式を有していなければならない(In order to be eligible to submit a proposal, you must have continuously held at least \$2,000 in market value, or 1% for at least one year by the date …)と規定されている(同14a-8(b)(1))。

(2) 提案権行使の要件の厳格化

わが国の現行会社法では取締役会設置会社では株主提案権を行使できる株主の要件としては「総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6箇月前から有する株主の限り」に認められている(会303・2項)。従来より本規定は濫用防止のための規定であるといわれているが、「100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6箇月前」から有するというのは簡易すぎるのではないかとの主張があり、そのため本要件を少し厳格にすべきではないかとの主張である。この点でも前述したようにアメリカでは「過去一年間に少なくとも株式を1%以上有しているか、または2,000ドル以上の株式を有していなければならない」とされている。さらにイギリスでも2006年会社法316条第1項は「会社が第315条を遵守するための費用は、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、提案理由書の回付を請求した社員がこれを支払うことを要しない」(The expenses of the company in complying with section 315 need not be paid by the members who requested the circulation of the statement if-)とし、同(a)は「当該請求が関連する社員総会が公開会社の年次株主総会であること、かつ」(the meeting to which the requests relate is an annual general meeting of a public company, and)、(b)は「提案説明書の回付を会社に対し請求するに十分な請求が、前号の株主総会に関する会計年度の末日までに受領されること」(requests sufficient to require the company to circulate the statement are received before the end of the financial year preceding the meeting)として⁽²⁾いる。さらに第2項は「前号に定める要件を満たさない場合は、次の各号に定めるところによる」とし、具体的には同(a)は「会社が第315条を遵守するための費用は、会社が別段の決議を行わない限り、提案説明書の回付を請求した社員がこれを支払わなければならない」(the expenses of the company in complying with that section must be paid by the members who requested the circulation of the statement unless the company resolves otherwise, and)とし、さらに(b)は「会社は、会社に対して総会の日⁽³⁾の1週間前までに、会社が第315条を遵守することの費用を賄うに合理的に足りる額が提供または提供されていない限り、同条を遵守することを要しない。但し、会社がすでに同条を遵守する旨を決議しているときは、この限りではない」(unless the company has previously so resolved, it is not bound to comply with that section unless there is deposited with or tendered to it, not later than one week before the meeting, a sum reasonably sufficient to meet its expenses in doing so)と規定している。このようにアメリカの場合は提案数を制限するのみならず、提案権行使の要件の厳格化も図られている。イギリスの場合、提案数は制限されていないものの、議案及び提案説明書の株主への送付にかかる費用は、一定の条件を満たす場合を除いて提案した株主が負担するとされている。わが国の場合も提案権行使に係る費用を株主に負担させるというのも一つの案であろう。

(3) 不適切な内容の提案を禁止するもの

会社法第304条但書は「当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主…の議決権の10分の1…以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない」と規定し、泡沫的な提案が再度なされた場合

には、会社はこれを拒絶できるとしている。さらに会社法施行規則第93条第1項第3号括弧は「当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合には」は参考書類に記載することを要しないとされている。しかしながら、提案された議案自体に名誉が侵害される表現が含まれていた場合には同条は適用されないし、この点についての規定もない⁽⁴⁾。

しかし、判例によれば、これらに該当しない場合でも株主提案が権利の濫用に該当する場合があることを認めている。例えば、提案内容自体が私怨を晴らすためであったり、あるいは特定の者を困惑させる場合などは「不当な目的」として株主提案権の行使の濫用とした判例がある⁽⁵⁾。また同判決では提案内容だけではなく、議題・議案数、提案理由の内容・長さ、提案の時期などの行使の態様についても、会社または株主に「著しい損害」を与える場合にも権利の濫用になると判断されている。

この点より、前述した会社法施行規則第93条第1項第3号と同趣旨の規制を課すべきであるとする主張、あるいは上記の判例のような「会社を困惑させる目的で提案された場合等も提案拒絶事由に含まるべき」との主張がある⁽⁶⁾。

アメリカでは、連邦委任状規則14a-8(i)(4)は「提案内容が、会社その他の者に対する個人的な不満を述べたにすぎない場合、または個人的な利益を求めるものである場合には、会社はその提案を株主に通知することを要しない」(If the proposal relates to the redress of a personal claim or grievance against the company or any other person, or if it is designed to result in a benefit to you, or to further a personal interest, which is not shared by the other shareholder at large)と規定され、またイギリス会社法も第338条第2項は「議案は、次の各号に掲げる場合を除き、これを適切に年次総会に提出することができる」(A resolution may properly be moved at an annual general meeting unless)とされ、次の各号とは具体的には「(a)可決されたとしても(制定法または会社定款その他のいずれかに反するため)無効である場合(it would, if passed, be ineffective (whether by reason of inconsistency with any enactment or the company' constitution or otherwise) (b)他者の名誉を棄損するものである場合、または、(it is defamatory of any person, or) (c)明らかに法的根拠を欠くかあるいは嫌がらせ目的である場合(it is frivolous or vexatious)」には、会社はその提案を株主に通知することを要しないとされている。

(4) 社会的目的による株主提案権行使と権利濫用

社会運動の一環として提案権行使に関して、大隅健一郎教授は「株主権の行使…が…政治目的のためになされたとするならば、その目的がいかに正当なものであっても、その目的達成のための手段を誤るものであり、株主権の行使としては正当とはいえない」と述べ、一般論としての政治目的のための株主提案権行使は認められないとする⁽⁷⁾。

しかし具体的な事例の場合には、一律に社会的運動の一環としてなされた株主提案権行使が、株主権の濫用と判断されることは困難であるともされている⁽⁸⁾。例えば、大隅教授も「会社の政治献金に反対することは、株主が株主として有する利益、たとえば利益配当請求権の確保のた

めになしうる」とされ⁽⁹⁾、また弥永教授は「原子力発電に関する提案は、…廃棄物処理のコスト…を考えると、会社の長期的利益に関わる問題であるといえる」とされ、その判断の難しさを物語っている⁽¹⁰⁾。

このように社会運動の一環として株主提案権が行使されることは提案権の本来の機能ではないが、具体的に株主権の濫用とすることが困難であるとすれば、提案権行使のための持株要件の厳格化ということも検討に値するとの主張もある⁽¹¹⁾。

(注)

- (1) 澤口実「株主提案権の今」資料版商事法務340号26頁、松尾健一「株主提案権制度の見直しの要否—近時の特徴的な行使事例を踏まえて」法律時報86巻3号51頁など。
- (2) Boyle & Bird' Company Law, 8th ed., 2011, p.465. Mayson, French & Ryan on Company Law, 34th ed., 2017, p.394. Hannigan, Company Law, 3rd ed., 2012, p.337.
- (3) Boyle & Bird, op. cit., p.465. Mayson, French & Ryan, op. cit., p.393. Hannigan, op. cit., p.337.
- (4) 松尾・前掲52頁。
- (5) 東京高決平成24・5・31資料版商事法務340号30頁。
- (6) 松尾・前掲52頁。
- (7) 大隅健一郎「株主権の濫用」『新会社法の諸問題』(高信堂高文社、昭和58年)175頁。
- (8) 久保大作「社会的目的による株主提案権の行使——試論」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論上巻』(商事法務、平成19年)515頁以下、内海淳一「株主提案権の拒絶と総会決議取消事由」市川兼三先生古稀祝賀論文集『企業と法の現代的課題』(成文堂、平成26年)4頁。
- (9) 大隅・前掲175頁。
- (10) 弥永真生「一株運動と会社法」ジュリスト1050号110頁。
- (11) 松尾・前掲53頁。

6. 法制審議会試案に見る株主提案権濫用防止提案

法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会は、平成30年10月8日現在で16回開催されている。

第1回会議は平成29年4月26日に開催され、個々では「フリー・ディスカッション形式で意見交換が行われた。本稿との関連の議論では「株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備すべきである」といった意見…などが出された」とある⁽¹⁾。

第2回会議は平成29年5月24日に開催され、本稿との関連の議論では「株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置を整備に関する論点としては、株主が提案することができる議案の数の制限や不適切な内容の提案の制限が取り上げられたようである。委員等からは、制限の対象となる具体的な数について、10個では多すぎるという意見や、議案の数え方についての考え方を明らかにすべきであるという意見等が出されたようであり、そのほか制限の対象となる不適切な提案の具体的な内容についても、さまざまな意見が出された」とある⁽²⁾。

第3回会議は平成29年6月21日に開催され、本稿との関連の議論では「株主提案権の濫用的

な行使を制限するための措置を整備に関する論点としては、株主提案権の行使要件の引き上げおよび行使期間の前倒しの要否が取り上げられた…委員等からは、第2回会議で議論した株主が提案できる議案の数や不適切な内容の提案の制限によって株主提案権の濫用的な行使を防止することができれば、株主提案権の行使要件の引上げおよび行使期間の前倒しは必要ないのではないかという意見等が出された」とある。⁽³⁾

第4回会議及び第5回会議では、株主提案権の濫用防止に関する論点は議論されていない。⁽⁴⁾

第6回会議は平成29年10月4日に開催され、本稿との関連の議論では「株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備に関する論点として、役員等の選解任議案および定款変更議案の数の数え方についての検討が行われた…前者については、株主が提案することができる議案の具体的な数についての議論と併せて検討すべきとの指摘がされ、後者については、内容において関連性がある等の指摘がされた…また、不適切な内容の提案の制限については、委員等からは、株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがある場合には、株主提案を制限することができることが重要であるとの指摘がされた」とある。⁽⁵⁾

第7回会議では、株主提案権の濫用防止に関する論点は議論されていない。⁽⁶⁾

第8回会議は平成29年12月6日に開催され、本稿との関連の議論では「株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置の整備の各論点について議論された」とある。⁽⁷⁾

このような議論を経て、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は平成30年2月14日に会社法見直しの中間試案をまとめた。同試案によると、株主提案権濫用防止に関する新たな提案は以下の通りである。なお、現行会社法の株主提案権行使の要件である「総株主の議決権の1%以上、または300個以上の議決権を6か月以上持つということについては、今回は見直さずに「なお検討する」となった。⁽⁸⁾

第9回会議は平成30年1月10日に開催された。しかしながらその検討内容は、①社債の管理、②株式交付の手続き、③責任追及等の訴えに係る訴訟における和解、④議決権行使書面の閲覧等、⑤株式併合等に関する事前開示事項、⑥商業登記の見直しについての検討がされ、本稿との関連の議論はなされなかった。⁽⁹⁾

第10回会議は平成30年2月14日に開催された。ここでの検討内容は、会社法制の見直しに関する中間試案の取り纏めのための議論のほか、取締役等の欠格条項の削除に伴う規律の整備について議論がなされたが、本稿との関連の議論はなされなかった。⁽¹⁰⁾

第11回会議は平成30年5月9日に開催された。ここでの検討内容は、会社法制の見直しに関する中間試案についてのパブリック・コメントの結果概要の報告とそれを踏まえた株主総会に関する規律の見直しについて議論がなされた。そのうち本稿との関連の議論では「株主提案権については、委員等からは、株主が提案することができる議案の数の考え方や、内容による提案の制限に関する論点のうち株主提案の目的に関連する要件等を中心として」議論がなされた。⁽¹¹⁾

第12回会議は平成30年5月23日に開催された。ここでの検討内容は、取締役等に関する規律の見直しについて議論がなされ、本稿との関連の議論はなされなかった。⁽¹²⁾

第13回会議は平成30年6月20日に開催された。ここでの検討内容は、社債の管理、株式交付、その他の論点について議論がなされ、本稿との関連の議論はなされなかった。⁽¹³⁾

第14回会議は平成30年7月4日に開催された。ここでの検討内容は、株主総会資料の電子提供制度、取締役の報酬等の議論の他、株主提案権に関しても議論がなされた。その中では「定款の変更に関する議案の数の数え方について議論がなされた…議論の中では、明確性の観点から、定款の変更に関する議案であって、複数の事項を内容とするものについては、当該複数の事項ごとに別個に可決または否決されたとすれば当該複数の事項相互間の整合性を欠くこととなるおそれがあるときは、まとめて一の議案として数える数え方を支持する意見、内容において密接に関連する事項ごとに区分する数え方を支持する意見など…出された」とある。⁽¹⁴⁾

第15回会議は平成30年8月1日に開催された。ここでの検討内容は、役員等賠償責任保険契約、社外取締役を置くことの義務づけおよび取締役等の欠格条項の削除に伴う規律の整備に関して議論がなされ、本稿との関連の議論はなされなかった。⁽¹⁵⁾

第16回会議は平成30年8月29日に開催された。ここでの検討内容は、会社法制の見直しに関する要綱案のたたき台が示され、それに基づき審議が行われた。本稿の株主提案権に関しては、「株主が提案することができる議案の数の上限を10とすることやその数え方等について、さまざまな意見等が出された」とある。⁽¹⁶⁾

(1) 提案数の制限

試案では一人の株主が株主総会で提案できる議案数を5個か10個に制限する2つの案が示めされている。現行会社法では上限がなく、そのため特定の株主からは100を超える提案がなされ、総会の進行が妨げられたという事例があった。提案数の制限はその具体的な数については種々の意見がこれまでもあったが、中間試案でもこれを踏襲したものといえる。

[A1案] 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合においては、役員(取締役、会計参与及び監査役をいう。)及び会計監査人…の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

その理由は、第一に株主総会という限られた時間の中で充実した議論を行うためには、特定の株主が提案した議案のみに審議時間を費やすべきではない。第二に、実際に株主から提案される議案の大半は定款変更の議案であり、その意味では最大で5もあれば十分であるとする。第三に、議案の数を制限することによって、株主提案の内容が一層思慮深いものとなり、経営課題の克服や企業価値の向上に寄与するよう、提案内容が厳選されるとする。

[A2案] 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案(役員等の選任又は解任に関する議案を除く。)の数は、5を超えることができないものとする。

その理由は、第一に役員等の選任・解任議案については、役員等の員数に応じて株主が提案できるようにしておくことが合理的であるが、それを除けば、建設的な対話を目的とする真摯な株主提案としては5議案もあれば十分であり、たとえ上限を5としても提案株主に及ぼす不

利益は大きくはない。第二に、株主提案権の濫用による弊害に鑑み、一定の制限を設ける必要性は認められるが、その制限は最小限であるべきであり、機関投資家やファンド等からの提案は通常は2,3件程度であることからA2案としても実務上それほど影響はないとする。

〔B1案〕 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

その理由は、第一に、株主提案権1件当たり提案された議案数が5以上10以下のものは22.2%と少ないため、提案することができる議案の数を5に限定することはどうか、第二に、役員等の選任・解任議案を個別制限の枠外とすると役員等の選任・解任議案はいくつ出してもよいといった誤ったメッセージととらえられる可能性があるという。第三に、役員を解任した上で、機関設計の変更を行おうとすると、議案数が5を超えてしまう可能性があり、また、役員等の選任・解任議案を議案の数に算入しないとする積極的な理由はないとする。

〔B2案〕 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案(役員等の選任又は解任に関する議案を除く。)の数は、10を超えることができないものとする。

その理由は、第一に、機関設計の変更や報酬体系など、会社の事業に関する根本的な事項を変更する株主提案を行うような場合には、5以上の議案にわたる可能性もあり、また、役員等の選任又は解任についても複数の議案になりうるという。第二に、株主提案の現状を踏まえると、議案の数を制限するとしても、株主の権利保護の観点から10を限度とすべきであり、また、役員等の選任又は解任の議案数は制限の例外とすべきであるとする。

なお、上記4つの案が中間試案であるが、これ以外に各界の意見の中には以下のようなものもある。

第一が、そもそも株主が提案することができる議案の数の制限を設けること自体に反対する意見である。その理由としては、株主提案権の濫用的な行使と評価される事例は例外的な事例であって提案できる議案の数を制限する必要性を基礎づけるような立法事実が存在しない。また、株主提案権は、株主が意見を主張等することができる貴重な権利であり、制限すべきではないとする。

第二が、上限数の設定の仕方として、提案することができる議案の数を5未満とすべきであるとする意見である。その理由としては、株主総会という限られた時間の中で株主全体の利益のために経営側と有意義な対話を行う時間を確保するために議案数は限定すべきである。また、米国などにおいては提案できる議案の数を一とされていることを参考とすべきであるとする。⁽¹⁷⁾

(2) 内容による提案の制限

試案では、株主提案が特定の個人の名誉を毀損するなど不適切な内容の場合、会社側で提案を拒否できるとする内容である。これによって数には関係なく、他の株主を困惑させるような内容の議案の提出もできないというものである。本試案の内容も若干表現方法は異なるものの、

すでに先行研究においても提案されている。具体的には以下の通りである。

〔試案〕 会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

①については、株主総会における対話を建設的なものにするためには、不適切な内容の株主提案を排除すべきであり、明文で規定することは有意義である等の意見がある一方で、文言が不明確で「一般条項」的であり、会社が株主提案を不当に拒絶することができてしまうとする意見もある。

②については、明文化することで、濫用的な株主提案権の行使を防止することにつながるとする意見がある一方で、「人」に会社が含まれるとすると、会社が困惑するような内容の提案はすべて拒絶することができることとなり、会社にとって好ましい提案のみが選択され、反対株主は株主提案の機会すら奪われかねないため、株主提案権の趣旨が実現されないという意見がある。

③については、濫用的な行使を制限することは、発行体にとってメリットがあるばかりでなく、議決権行使に当たって極めて短期間に多数の議案の精査を行う機関投資家にとってもメリットがあるとする意見がある一方で、「不正な利益」が何を指すのかが不明確であり、対象会社に不都合な提案を「不正な利益」を図るものと断じて、対象会社にとって好ましい提案のみが選択される恐れがあるとの意見がある。

④については、株主提案を過度に制限することにならないよう「著しく」という厳格な要件を用いることは望ましいとする意見がある一方で、議案数の制限および①から③までの拒絶事由を設ければ、加えて④のような拒絶事由による拒絶を認めなければ防げない事態が生ずる可能性は乏しいため、恣意的な判断の余地が大きい④のような拒絶事由を設けることについては慎重な検討が必要であるとの意見がある。⁽¹⁸⁾

(注)

- (1) 商事法務研究2133号113頁。
- (2) 商事法務研究2135号55頁。
- (3) 商事法務研究2138号55頁。
- (4) 商事法務研究2141号104頁、商事法務研究2144号60頁。
- (5) 商事法務研究2146号94頁。

- (6) 商事法務研究2149号44頁。
- (7) 商事法務研究2153号48頁。
- (8) 日本経済新聞平成30年2月15日朝刊3面。
- (9) 商事法務研究2156号56頁。
- (10) 商事法務研究2159号75頁。
- (11) 商事法務研究2167号51頁。
- (12) 商事法務研究2168号52頁。
- (13) 商事法務研究2171号47頁。
- (14) 商事法務研究2172号52頁。
- (15) 商事法務研究2174号90頁。
- (16) 商事法務研究2177号56頁。
- (17) 竹林俊憲他『会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案』に対する各界意見の分析 [上] 商事法務2169号12頁以下。
- (18) 竹林・前掲14頁以下。

7. 新たな株主提案権濫用防止の提案

わが国の企業統治のあり方については、フランスの思想家であるモンテスキューが国家の統治のあり方として提唱した三権分立の考え方に基づいて構成されたことは周知のとおりである。具体的には、国家における立法権は国会(憲41)、行政権は内閣(憲65)、そして司法権は裁判所(憲76・1項)という考え方を企業統治の場合にも反映させた。すなわち、国会に相当するのが株主総会であり、内閣に相当するのが取締役、そして裁判所に相当するのが監査役である。この意味から株主総会の運営に関して、国会の運営方法を参考とすることには一定の妥当性があるものとする。しかも国会も株主総会も大人数で構成されていること、その運営方法の問題点の共通性も類似している点も国会運営について定める国会法や地方議会について定める地方自治法などの合理的な内容に関しては株主総会に当てはめて考えることには一定の妥当性があるものとする。そこでこれを本稿の株主提案権について考えるならば、この株主提案権に該当するのは、国会では議案提出権であり、地方議会では決議案提出権である。両提出権に対して濫用防止のために、どのような施策が講じられているかという観点より株主提案権濫用防止のための新たな提案を考えていきたい。

まず、第一に、株主総会における株主の権利として前述した株主提案権に関する規定はあるが、株主の質問権に関する直接的な規定はない。しかしながら、一般的には会社法第314条は「取締役…は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない…」と規定し、本規定は取締役等の説明義務を定めたものであるが、この取締役等の説明義務の理論的基礎としては「株主総会の会議体としての構造が、株主総会参加者の質問権と説明義務を抽象的・理論的な次元で基礎付ける」といわれている⁽¹⁾。このことから株主に質問権が認められるのは当然の原則といわれている。ところが、質問権行使の手続きについては、規定していない。一方で、国会あるいは地方議会の議員

の質問に関しては、その手続きについて一定の規定が設けられている。例えば、国会法第74条第1項は「各議院の議員が、内閣に質問しようとするときは、議長承認を要する」とし、議員が質問を行うには「簡単な主意書を作り、これを議長に提出しなければならない」とされている(国会74・2項)。すなわち、質問は原則として文書によるべきこととされ、口頭による質問は例外として緊急な質問に限られている。言論の府である国会において、議員の権能行使を文書によるべきものとする制限することは、適当ではないとする意見もなくはないが、文書によることの利点も無視できないとされている⁽²⁾。そして松澤氏は「口頭による場合は、議事の都合あるいは質問者の多数のときなど、別途の制限が加わることもあり得るが、文書による場合には、議事がいかに繁忙であろうと無関係であり、質問者がいかに多数であろうと時間の制約を考慮して調整する必要がないから、議員の欲するときいつでも、そして各種の問題について提起することができる」とされる⁽³⁾が、この点は株主総会の場合についても同様である。すなわち、株主提案権の数を制限するだけでなく、質問権を行使する場合は文書によることを義務づける規定を設けるべきである⁽⁴⁾と考える。

つぎに、株主提案権の数を制限に関しては、国会議員が議案の発議を行う場合は、衆議院では20名以上の議員の賛成が必要であり、参議院では10名以上の議員の賛成が必要とされている(国57、57の2)。これは昭和30年の国会法改正によって設けられたもので、その立法理由はおみやげ法案の乱発防止にあるといわれている⁽⁴⁾。これは一般的に賛成者要件といわれている。さらに衆議院には他の要件も課せられているが、これは法によるものではなく、「会派による機関承認要件」といい、「確立された先例」といわれている。

会派による機関承認要件というのは議院の内部にあっては自律権によって正当化されるものではなく、その内実によって正当性が認識され共有されるべきであるとする⁽⁵⁾。この場合の賛成者要件と機関承認とは同一・一体であり、その意味では株主提案権行使の要件として賛成者要件と機関承認という考え方を取り入れてもよいのではないか。すなわち、現行会社法ではあくまでも持株要件と持株保有期間のみを少数株主権の要件としているが、持株数ではなく、一定の賛成者がいること、および機関承認として取締役会が株主提案の内容を吟味したうえで、取締役会の承認があった場合に株主提案権行使を認めるというものである。但し、取締役会が不当に株主提案権行使を妨げる場合には、取締役に対する損害賠償請求権行使を認めることで、不当に株主提案権行使を妨げられないようにする手立てを講じることも併せて提案する。この点、「国民投票法案」の取り扱いの際に、機関承認は賛成者要件とは別の先例による要件と認識され、議院の判断の是非が問われることになった。そしてその後、国家賠償訴訟において機関承認が確立された先例として認識されることになった。同様に、もし取締役会で本来株主提案権を認めなければならないにもかかわらず、取締役会が不当に提案権行使を妨げた場合には、同様に取締役会において同法案に賛成した取締役に対する損害賠償責任を肯定するという方法で同様の対応を採ればよいもの⁽⁶⁾と考える。

この点に関して、地方議会では会議時間の開閉の時刻は議長の宣言によって行われている(県

会規11・1項、市会規11・1項、町村会規11・1項）。すなわち、議会の会議は、定められた開議時刻になれば自動的に開議し、閉議時刻になると、当然に閉議するものではなく、会議の開閉権を有する議長によって開議、閉議を宣告して初めてその会議が開かれまたは閉じられることになる。当然、議長にはそのような権限があるが、そうであるからといって議長が恣意的な意思によって行うことは許されず、必ず、議会の議決によるか又は議長が特に必要があると認められる場合に限定されている。標準会議規則では、都道府県では「会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用いず、会議に諮って決める」とされている。これに対して、市町村では「議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる」と定められている⁽⁶⁾。このように都道府県では会議時間の変更は議会の権限としているのに対して、市町村では議長の専権事項としている。このような違いは、都道府県では比較的大きな規模の会議体を想定しているのに対して、市町村ではそれほど規模の大きなものが想定されていないためであると思われる。株主総会の場合も同様に、規模の大小があり、この点では同じようなことがいえる。したがって、会社法も大会社か中小会社とを区別し、前者については取締役会で事前に協議し、予め総会時間を設定し、内容によって予め決められた予定開催時間を大幅に超える場合には途中休憩をはさみ、この時間に取締役会を開催し、開催時間を変更する。後者については取締役会議長である代表取締役社長の権限で株主総会の終了時間を変更するという弾力的運用ができるようにすべきではないか。この点からするならば、いわゆる公開・大規模会社の場合には前者に該当し、非公開・小規模会社は後者に該当することになる。

（注）

- (1) 松井秀征「第314条」『会社法コンメンタール7』（商事法務、2013年）242頁。
- (2) 松澤浩一『議会議法』現代行政法学会全集11（ぎょうせい、昭和62年）230頁以下。
- (3) 松澤・前掲231頁。
- (4) 白井誠『国会法』（信山社、平成25年）133頁。
- (5) 白井・前掲133頁。
- (6) 野村稔/鶴沼信二『改訂版地方議会実務講座第2巻』（ぎょうせい、平成25年）42頁以下。

8. おわりに

前号（経営論集第27巻第1号）の「1. はじめに」では、平成29年2月に法務大臣より法制審議会に対して会社法改正の諮問がなされたが、4つの検討課題のうち「株主総会の合理化」の中の「株主提案権濫用防止のための仕組み」を中心に、これまでの議論を踏まえながら、筆者独自の提案を試みるという問題の所在を明らかにした。

「2. 平成29年会社法改正諮問の概要」では、今回諮問事項とされた「株主総会の合理化」のほか、「社外取締役の設置義務付け」「役員報酬の規定見直し」「社債の管理規定の見直し」といった諮問内容の全体を明らかにした。

「3. 株主提案権の意義と導入の背景」では株主提案権の内容を明らかにするとともに昭和

56年改正で導入することになった背景や理由を明らかにした。

「4. 株主提案権の利用実態」では、昭和56年改正以来、その利用実態に関して全体を導入前史と導入後を第一期から第六期に分け、それぞれ第一期(1984年から1985年まで)を「制度黎明期」と呼び、この時期は本制度そのものが、いまだ定着しておらず、そのために件数そのものがあまり多くはない時期とした。第二期(1986年から2003年まで)を「利用促進期」と呼び、この時期は漸く本制度の認知度が上がり、そのため件数そのものが増加し出した時期とした。

本号(経営論集第28巻第1号)の第三期(2004年から2008年まで)を「提案安定期」と呼び、この時期は一定数の提案がなされ、大きく変動することなく推移した時期である。第四期(2009年から2011年まで)を「回帰現象期」と呼び、この時期は第三期では大きく変動することなく、提案権の行使が推移していたが、また再び利用が回復してきた時期とした。第五期(2012年から2017年まで)を「提起濫用期」と呼び、この時期から少しずつではあるが、株主提案権の濫用事例が散見されるようになった時期である。このように制度導入以来、現在まで株主提案権の提案がどのように推移してきたのかを明らかにした。

「5. 先行研究に見る株主提案権濫用防止提案」では、これまでも多くの研究者によって株主提案権濫用防止のための提案がなされてきたが、それら先行研究を整理し纏めた。

「6. 法制審議会試案に見る株主提案権濫用防止提案」では、過去16回にわたる法制審議会会社法制部会では、どのような議論が行われ、今回の中間報告ではどのような制度が提案されたのかを明らかにした。

「7. 新たな株主提案権濫用防止の提案」では、以上の先行研究及び法制審議会中間報告を踏まえて、これらとは別に筆者独自の新たな株主提案権濫用防止の提案をした。すなわち、これまで検討してきたように法制審議会は、提案数の制限と提案内容の2つの方向性から濫用防止を規定しようとしている。しかし、筆者は国会議員の議案提出権や地方議会の議員の決議案提出権を参考に株主提案権の濫用防止のための提案も同様に考えるべきではないかと考える。具体的には第一に、国会と地方議会とで取り扱いを異にしているように株式会社にあっても公開・大会社と非公開・小会社とでは取り扱いを異にする。第二に、前者の場合は株主提案権と質問権を関連させて対応し、取締役会で事前に協議した上で、総会時間を設定できるようにする。これによって全体の時間配分に対して提案数がそれほど多くなければ、件数制限をしなければならない理由はない。これによって、過度に総会時間がかかることを防止するという狙いは達成される。過去にあったソニーの事例のように13時間を超えるような株主総会が開催されることが防止できればよい。これに対して、後者の場合は、地方議会と同様に議長である社長に開催時間を随時変更する権限を与えてもよいのではないかと考えた。これらの提案は取締役会や代表取締役社長に大きな権限を与え、さらに恣意的な運用をなす懸念があるが、最終的には株主総会の決議の瑕疵として決議取消の訴えや決議無効確認の訴え、さらには決議不存在確認の訴えが可能であり、あるいは取締役が忠実義務違反として賠償請求をされる可能性もあり、徒に取締役会や代表取締役社長に大きな権限を与えることにはならない。しかも識者の中

には現在の状況ではいまだ濫用防止規定を設けることに疑問を投げかける者もいることを忘れてはならない。日本経済新聞の「大機小機」の中で「乱用的な提案の抑止まで『立法措置』に頼ることには疑問も残る」という⁽¹⁾。

さらに「こうした問題は、経営者と法律家が毅然と対応することによって、実務の中で解決できるのではないだろうか」と主張する⁽²⁾。

(注)

- (1) 日本経済新聞平成30年8月8日朝刊17面。
- (2) 同上。

(2018.10.5 受理)

[追記]

本稿脱稿後、法制審議会会社法部会の第19回会議が、平成31年1月16日に開催され、同会議において「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」が取りまとめられたという報道があった(読売新聞平成31年1月17日朝刊2面)。それによると「株主総会で一人の株主が提案できる議案数を最大10に制限し、議事進行を妨げる目的で膨大な数の議案を出す事案を防ぐ。誹謗中傷や侮辱行為など不当な目的での株主提案は企業側が拒否できるようにする」とあった。